

令和7年第7回伊賀市教育委員会 議事日程

令和7年6月24日 10:00～
伊賀市役所 4階 会議室406

- ・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和7年第6回伊賀市教育委員会議事録の確認について

日程第3 議案第38号 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の委嘱及び任命について

日程第4 議案第39号 伊賀市給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について

日程第5 報告説明事項

①令和6年第2回伊賀市議会定例会令和7年6月定例月会議 教育行政関係一般質問について

②寄附について

③伊賀市教育委員会教育方針等検討協議会設置要綱の一部改正について

④企画展示の開催について

⑤謎解き体験型演劇「絵本から飛び出したわるものたち」の開催について

⑥「夜のとしょかん探検」の開催について

⑦「図書館探偵団～本のチカラで解決せよ！～」の開催について

⑧「第21回伊賀市読書感想文コンクール」の実施について

⑨その他

議案第 38 号

伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の委嘱及び任命について

伊賀市同和奨学金支給条例（平成 16 年伊賀市条例第 148 号）第 6 条及び伊賀市同和奨学金支給規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 13 号）第 3 条の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 7 年 6 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 1 提案理由 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の任期満了に伴い、委員の委嘱及び任命を行おうとする。
- 2 委嘱・任命委員 別紙のとおり
- 3 委嘱・任命期間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員（予定）

	所 属	氏 名	備 考 (最初の 委嘱年月日)
1	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟八幡支部書記長)	山中 理恵	再任 (R5. 5. 1)
2	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟寺田支部支部長)	松村 哲夫	再任 (H24 以前)
3	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟前川支部支部長)	林田 一雄	再任 (H24 以前)
4	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟奥馬野支部支部長)	川極 岑生	再任 (H17～)
5	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟老川支部支部長)	藤田 幸一	再任 (H27. 7. 1)
6	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟下郡支部支部長)	吉田 和男	再任 (H29. 7. 1)
7	教育長	澤田 剛	新任
8	人権生活環境部長	瀧口 嘉之	再任
9	健康福祉部長	川北 喜道	新任
10	教育委員会事務局長	川部 千佳	再任

任期：令和7年7月1日～令和8年6月30日（1年）

○伊賀市同和奨学金支給条例

平成16年11月1日条例第148号

改正

平成18年12月25日条例第55号

令和2年5月22日条例第16号

伊賀市同和奨学金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、経済的理由により修学の困難な市内同和地区の生徒及び学生に対して伊賀市同和奨学金（以下「奨学金」という。）を支給し、教育格差の是正による部落差別の解消を目指すとともに、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された高等学校、高等専門学校の前期3年の課程、中等教育学校の後期3年の課程、専修学校の高等課程、各種学校又は特別支援学校の高等部及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき設置された長期間の普通職業訓練を行う職業能力開発校、障害者職業能力開発校をいう。

(2) 大学等 学校教育法に基づき設置された大学、短期大学、高等専門学校の後期2年の課程、専修学校の専門課程又は一般課程及び職業能力開発促進法に基づき設置された長期間の高度職業訓練を行う職業能力開発短期大学校、障害者能力開発校及び職業能力開発大学校をいう。ただし、大学に設置される専攻科、別科及び大学院は除く。

(受給資格を有する者)

第3条 奨学金の受給資格を有する者は、次に該当する者とする。

- (1) 修学のため住所異動した場合を除き、本人、保護者とも市内同和地区の住民
- (2) 高等学校等又は大学等に在学する者
- (3) 経済的理由により修学が困難な者
- (4) 伊賀市が支給する他の奨学金の受給者又は受給決定者でない者
- (5) 高等学校等に在学する者にあっては高等学校等の在学を条件として、また大学等に在学する者にあっては大学等の在学を条件として伊賀市が支給する奨学金を今までに受給したことがない者

(令和2年度の支給額の特例)

4 第4条の規定にかかわらず、令和2年度に奨学金の支給を受ける者の奨学金の額は、高等学校等に在学する者については年額120,000円、国公立の大学等に在学する者については年額240,000円、私立の大学等に在学する者については年額240,000円とする。

附 則 (平成18年12月25日条例第55号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月22日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

伊賀市給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について

伊賀市給食センター運営委員会条例（平成 19 年条例第 45 号）第 2 条の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 7 年 6 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤 田 剛

記

- | | |
|----------|--|
| 1 提案理由 | 伊賀市給食センター運営委員会委員の任期満了に伴い、委員の委嘱及び任命を行おうとするもの。 |
| 2 委嘱任命委員 | 別紙のとおり |
| 3 委嘱任命期間 | 令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日 |

伊賀市給食センター運営委員会委員名簿

氏名	選出母体	備考
田中 智彦	上野北小学校長	条例第2条第2項第1号委員
堀川 実和子	府中小学校長	条例第2条第2項第1号委員
吉村 永子	久米小学校長	条例第2条第2項第1号委員
谷本 友子	島ヶ原小学校長	条例第2条第2項第1号委員
姫野 武	青山小学校長	条例第2条第2項第1号委員
中川 裕晴	阿山中学校長	条例第2条第2項第1号委員
若山 公治	崇広中学校長	条例第2条第2項第1号委員
吉川 英毅	大山田中学校長	条例第2条第2項第1号委員
板橋 誠啓	島ヶ原中学校長	条例第2条第2項第1号委員
服部 綾	阿山小学校保護者	条例第2条第2項第2号委員
増田 真由美	上野南小学校保護者	条例第2条第2項第2号委員
苗村 泰旨	久米小学校保護者	条例第2条第2項第2号委員
田中 孝則	島ヶ原小学校保護者	条例第2条第2項第2号委員
八木 かな子	青山小学校保護者	条例第2条第2項第2号委員
西岡 紀子	城東中学校保護者	条例第2条第2項第2号委員
西口 祥子	靈峰中学校保護者	条例第2条第2項第2号委員
山本 美佳	阿山中学校保護者	条例第2条第2項第2号委員
花垣 麻衣	青山中学校保護者	条例第2条第2項第2号委員
赤澤 奈央	府中小学校栄養教諭	条例第2条第2項第3号委員
加藤 由美子	緑ヶ丘中学校栄養教諭	条例第2条第2項第3号委員

委嘱期間：令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

○伊賀市給食センター運営委員会条例

平成19年12月26日条例第45号

伊賀市給食センター運営委員会条例

(設置)

第1条 伊賀市給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市給食センター運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 委員会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 小中学校長
- (2) 配膳対象となる小中学校の保護者
- (3) 学識経験者又は専門知識を有する者
- (4) その他教育委員会が必要と認めた者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、前条第2項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(所掌事項)

第4条 委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項を審議する。

2 前項の審議を行うため、委員会は、必要な調査研究を行うことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会議を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

- 3 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市給食センターの管理・運営に関する規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第20号）により委嘱又は任命を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱又は任命されたものとみなす。

(支給額)

第4条 奨学金の支給額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|----|----------|
| (1) 高等学校等に在学する者 | 年額 | 96,000円 |
| (2) 国公立の大学等に在学する者 | 年額 | 120,000円 |
| (3) 私立の大学等に在学する者 | 年額 | 144,000円 |

2 高等学校等の第1学年に在学する者には、高校等入学時奨学金として前項第1号の金額に2万円を加算して支給する。

(支給期間)

第5条 奨学金は、支給申請のあった年の4月より高等学校等及び大学等の学校教育法の規定による修業年限、職業能力開発促進法の規定による訓練期間の残り期間を限度として支給する。

(選考委員会の設置)

第6条 奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）を選考するため、伊賀市同和奨学金支給選考委員会を置く。

(支給の廃止)

第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、支給を廃止する。

- (1) 第3条に規定する受給資格を失ったとき。
- (2) 奨学金の支給を辞退したとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、上野市奨学金（同和）支給条例（昭和46年上野市条例第4号。以下「合併前の条例」という。）の規定により奨学金の支給を受けている者は、この条例の相当規定により奨学金を受けている者とみなす。

(支給額の特例)

3 第4条の規定にかかわらず、前項の規定により奨学金の支給を受ける者の奨学金の額は、合併前の条例に規定する額とする。

令和7年第7回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2025年（令和7年）6月24日（火曜日）午前10時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 4階 会議室406
3. 出席者 : 澤田教育長、岡森委員、中委員、野口委員、内藤委員、川部事務局長、中次長、小林社会教育推進監兼上野図書館長、森口教育総務課長、中釜学校施設室長、西口学校教育課長、藤島生涯学習課長兼中央公民館長、笠井文化財課長、東構いがっこ給食センター元気所長 一路いがっこ給食センター夢所長
4. 傍聴人 2人
5. 協議事項：
 - 議案第38号 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の委嘱及び任命について
 - 議案第39号 伊賀市給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について
6. 報告事項：
 - ①令和6年第2回伊賀市議会定例会令和7年6月定例月会議 教育行政関係
一般質問について
 - ②寄附について
 - ③伊賀市教育委員会教育方針等検討協議会設置要綱の一部改正について
 - ④企画展示の開催について
 - ⑤謎解き体験型演劇「絵本から飛び出したわるものたち」の開催について
 - ⑥「夜のとよかん探検」の開催について
 - ⑦「図書館探偵団～本のチカラで解決せよ！～」の開催について
 - ⑧「第21回伊賀市読書感想文コンクール」の実施について
 - ⑨その他

閉会： 10時41分 署名委員： 岡森委員

教育長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、比較的過ごしやすいと思うのですが、先週から30度を超える暑い日が続き、熱中症予防から屋外での水泳指導ができない小学校もあったように聞いています。異常ともいえる気候変動により、各校では子供の安全を最優先に考えて、教育活動も大変苦心して行ってもらっています。

また、来週になれば子供たちが心待ちにしている夏休みの話題も聞こえてくるようになると思います。このまま大過なく1学期終業式を迎えてほしいと思っています。

さて、6月5日から6月定例月会議が開催中ですが、一般質問が終わりました。教育委員会に対しましては、9名の方からご質問をいただきました。詳細は日程第5報告説明事項のところで行いますが、「キャリア教育」「不登校児童生徒支援」「伊賀の高校活性化」「中学校の部活動」「性教育」「人権教育」等々、いろいろな視点からご質問をいただきました。先日の総合教育会議でも、今後の幼稚園教育についても話題になりましたが、少子化の中、学校・幼稚園は子供たちの教育を地域と協働しながら、ともに進めていく必要があると感じているところです。

教育長

それでは、これより令和7年第7回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

ご異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。

議事録署名委員には、岡森委員を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、岡森委員といたします。よろしくお願いします。

教育長

日程第2 令和7年第6回伊賀市教育委員会議事録の確認についてであります。議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

(なしの声)

教育長

それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、事前送付内容のとおりにすることといたします。

教育長 日程第3 議案第38号 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。
本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第38号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。

よって、議案38号は、可決いたしました。

日程第4 議案第39号 伊賀市給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

本議案につきまして、いがっこ給食センター元気所長から説明をお願いします。

(いがっこ給食センター元気所長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第39号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案39号は、可決いたしました。

教育長 それでは、日程第5 報告説明事項に移ります。
事項①番 令和6年第2回伊賀市議会定例会 令和7年6月定例月会議
教育行政関係一般質問についてを私から説明します。

(教育長、説明)

教育長 事項②番 寄附についてを説明お願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 事項③番 伊賀市教育委員会教育方針等検討協議会設置要綱の一部改正についてを説明お願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 続いて、事項④番 企画展示の開催についてを説明お願いします。

(上野図書館長 説明)

教育長 事項⑤番 謎解き体験型演劇「絵本から飛び出したわるものたち」の開催についてを説明お願いします。

(上野図書館長 説明)

教育長 事項⑥番 「夜のとしょかん探検」の開催についての説明お願いします。

(上野図書館長 説明)

教育長 事項⑦番 「図書館探偵団～本のチカラで解決せよ！～」の開催についての説明お願いします。

(上野図書館長 説明)

教育長 事項⑧番 「第 21 回伊賀市読書感想文コンクール」の実施についての説明お願ひします。

(上野図書館長 説明)

委員 青少年読書感想文全国コンクールの応募もあるが、どのように振り分けをしているのですか。

上野図書館長 同じ時期に同じような内容で募集があり、夏休みに学校で色々な取り組みをしていただいている中で、青少年読書感想文全国コンクールに出さなかったのを伊賀市へ応募してくれています。

委員 学校ごとにどの感想文を全国へ提出するかを判断しているのですか。

上野図書館長 学校としてどのように振り分けているのかは把握していません。

委員 優秀な 5 作品は、青少年読書感想文全国コンクールへ提出されるでしょうね。

教育長 地区予選のようなもので、小学校であれば何点まで提出できるか等決められるため、各校から集まってきたもので青少年読書感想文全国コンクールへ提出するかを判断して、それ以外は全部伊賀市に出してもらっています。

委員 3 点くらいですか。

上野図書館長 低学年と高学年で違います。

教育長 1 年かけて読み貯めていき、改めて自分がこれで書こうと決めるようにしていこうと話しています。

委員 私も相談されるのですが、初めと最後だけ読んでいる人もいます。

教育長 一昨年から指導主事が書き方の指導も含めて要請がありましたら対応しています。

委員 強制ではないのですか。

教育長 ほぼ強制です。夏休みまでに読んで、夏休みに推敲し、9 月に指導を受けて提出というのが本来の流れです。1 番大事なのは、6 月の今時期です。

学校教育課長 特に小学校では、これまで作文を選択式にして、人権作文や読書感想文などのうちどれか一つとしており、読書感想文を選ばない子もい

たが、現在は半強制で読書感想文に取り組んでいます。

委員 中学生は読書感想文と人権作文の2点ですよね。

学校教育課長 はい。2点です。

教育長 子どもたちの読む力は落ちてきていますし、考える力も読むことが大変大切であるため、改めてきちんとやっていこうということになっています。

委員 書く力もですよね。

上野図書館長 審査委員には毎年、高校の国語の先生、中学校の国語の先生、小学校の先生の3名の方に審査をしていただいている、今年も同じ方にお願いしています。毎年、所見をおっしゃっていただいているので、それらを書面に記したものを各学校に通知させていただいている。学校の指導に役立てて頂ければと思います。

委員 小学校の時に選択式で読書感想文を選ばず、ほぼ書いたことない状態で過ごした子が、中学生になっていきなり読書感想文5枚や人権作文を書くことになっても書けないという話があったので、小学生の時から段階を踏んで訓練をしていただきたいと思います。

教育長 もっとインプットアウトプットするという機会を子どもたちに提供して、みんなで取り組んでいくということを続けていきたいと思います。

教育長 続いて、事項⑨番 「その他」の項ですが、何かございませんか。

学校教育課長 「世界一おおきな絵」プロジェクトとして、各都道府県で1校、平和をテーマに5m×5mの絵を作成し、沖縄で披露会をしようという話がありました。三重県の応募がないため青山小学校にその絵を作っていただき、6月6日に披露会をし、その写真をパネルにして市役所1階に飾ってありますのでご覧頂ければと思います。日本中から集まったものを沖縄県で発表会する予定でしたが、作品ができていない都道府県もあるため11月に延期するということです。

また、8月19日に万博会場で展示会をすると聞いています。その後、エジプトに行く予定でしたが、中東情勢により中止となりました。9月23日には、伊賀市で戦後80年の平和の集いを開催することになっています。今年は伊賀市の中学生が北方領土の視察に行く番で、参加した方からの報告と合わせて舞台展示もしていただく事になっておりますので、ぜひ参加していただきたいと思います。

もう一点、不登校の支援に関わって、保護者の集まる場を持つてもらえないかとご意見をいただきました。今年度、教育支援セン

ターが増員しましたので、明日の4時からふれあい教室で不登校の保護者の集いを「ふれあいほっとサロン」という名称で開催することになっています。約15名の参加申し込みがあり、同じような悩みを抱えた方で話し合いを気軽にしてもらえるような場所を提供できればと考えております。

教育長 他に何かご質問はございますか。

委員 移動図書館の内容について、現在運用している様子など教えていただけますか。

上野図書館長 この後、懇談会で報告をします

教育長 他にございませんか。

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。これをもちまして、第7回定例会は閉会といたします。議事協力どうもありがとうございました。

10時41分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員